

長野市空き家バンク登録代行支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、空き家バンクの登録を促進することにより、市内への移住及び定住の促進を図り、もって地域の活性化に資するため、空き家バンクへの登録を代行するものに対し、予算の範囲内で長野市空き家バンク登録代行支援金（以下「支援金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 長野市空き家バンク事業実施要綱（平成27年長野市告示第 695号。以下「空き家バンク要綱」という。）第2第1号に規定する空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家バンク要綱第2第3号に規定する空き家バンクをいう。
- (3) 所有者等 空き家バンク要綱第2第2号に規定する所有者等のうち個人であるものをいう。
- (4) 宅地建物取引業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第 176号）第2条第3項に規定する宅地建物取引業を営む者をいう。
- (5) 公益社団法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条の規定により公益認定された一般社団法人をいう。

(交付対象となるもの)

第3 支援金の交付の対象となるものは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 宅地建物取引業者で構成された市内に事務所を有する公益社団法人（以下「宅地建物取引業協会」という。）
- (2) 空き家バンクへ登録しようとする空き家が所在する地区の住民自治協議会その他の市長が適当と認める団体（以下「住民自治協議会等」という。）

(交付対象事業)

第4 支援金の交付の対象となる事業は、宅地建物取引業協会に所属する宅地建物取引業者又は住民自治協議会等が所有者等から委任を受けた権限（この要綱の施行の日前に委任を受けたものを含む。）に基づき、当該所有者等に代わって空き家バンク要綱第3第1項に規定する登録の申込み（以下「登録申込」という。）をする事業とする。

(支援金の額)

第5 支援金の額は、登録申込1件につき1,500円とする。ただし、一の年度において、宅地建物取引業協会に属する宅地建物取引業者が登録申込をする場合にあつては当該宅地建物取引業者1人につき10件を、住民自治協議会等が登録申込をする場合にあつては当該住民自治協議会等1団体につき10件を限度とする。

(重複支給の禁止)

第6 この要綱の規定に基づく支援金の交付を受けて登録申込をした家屋については、重ねてこの要綱の規定に基づく支援金の交付の対象としない。ただし、当該支援金の交付を受けて登録申込をした家屋が空き家バンク要綱第5第3項第3号の

規定によりその登録を抹消された場合において、改めて当該家屋の登録申込をするときは、この限りでない。

(交付申請等)

第7 支援金の交付を受けようとするものは、支援金の交付対象となるものの団体の種類に応じ、長野市空き家バンク登録代行支援金交付申請書(様式第1号、様式第1号の2)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 媒介契約書(建物の売買又は交換の媒介の契約に係る契約書をいう。以下同じ。)(宅地建物取引業協会が申請する場合に限る。)

(2) 委任状(様式第2号)その他所有者等からの委任を受けたことが確認できる書類(住民自治協議会等が申請する場合に限る。)

(3) 空き家バンク要綱第3第1項に規定する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、支援金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の可否を決定したときは、当該申請者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により交付を決定した支援金は、申請書に記載された金融機関の口座に支援金を振り込む方式その他市長が適当と認める方式により交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消等)

第9 支援金の交付又は交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定を取り消し、期限を定めてその返還を命ずることがある。

(1) 偽りその他不正の手段により、支援金の交付決定を受けたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が支援金の交付を不相当と認めるとき。

(補則)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第7関係）

（第1面）

長野市空き家バンク登録代行支援金交付申請書（宅地建物取引業協会用）

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
申請者（団体）氏名
連絡先（電話）

年度において、長野市空き家バンク登録代行支援金の交付を受けたいので、長野市空き家バンク登録代行支援金交付要綱第7の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 宅地建物取引業者の氏名
- 2 空き家バンク登録申込物件 件（物件の所在地は第2面のとおり）
- 3 交付申請額 円
- 4 関係書類（登録申込をする物件ごとに提出してください。）
 - (1) 媒介契約書
 - (2) 空き家バンク要綱第3第1項に規定する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 5 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号（右詰めで記入してください。）										

(第2面)

6 空き家バンク登録申込物件の所在地

物件 番号	物件の所在地
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

様式第1号の2（第7関係）

（第1面）

長野市空き家バンク登録代行支援金交付申請書（住民自治協議会等用）

年 月 日

（宛先）長野市長

住所
申請者（団体）氏名
連絡先（電話）

年度において、長野市空き家バンク登録代行支援金の交付を受けたいので、長野市空き家バンク登録代行支援金交付要綱第7の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 空き家バンク登録申込物件 件（物件の所在地は第2面のとおり）
- 2 交付申請額 円
- 3 関係書類（登録申込をする物件ごとに提出してください。）
 - (1) 委任状（様式第2号）その他所有者等からの委任を受けたことが確認できる書類
 - (2) 空き家バンク要綱第3第1項に規定する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 4 送金先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協					支店 支所 出張所							
	預金種別		口座番号（右詰めで記入してください。）										
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号		番号（右詰めで記入してください。）										

(第2面)

5 空き家バンク登録申込物件の所在地

物件 番号	物件の所在地
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

様式第2号（第7関係）

委任状

代理人住所	
代理人氏名	
代理人連絡先 (電話番号)	

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

次の物件に係る長野市空き家バンク事業実施要綱第3第1項に規定する登録申込に関すること。

物件の所在地 長野市

年 月 日

委任者住所	
委任者氏名	Ⓜ
委任者連絡先 (電話番号)	